

## 第47回労政審港湾労働専門委員会の経過について

第47回労政審港湾労働専門委員会が11月24日（金）14時00分から、厚生労働省職業安定局第1会議室においてWeb併用で開催された。出席者は労働者側委員＝岡部、高島、法本 使用者側委員＝花島、（小野）、（藤木） 公益側委員＝（中窪）、（小畑）、（渡邊）〔（ ）＝Web参加〕で、国交省港湾経済課澤田課長がオブ参加した。専門委員会の経過並びに検討事項を下記のとおり報告する。

### 記

1. 冒頭、事務局より、オブザーバーの澤田課長が紹介された。議事に入るにあたり島田室長より挨拶があり、「前回の意見を踏まえて、『港湾雇用安定化等計画』（案）の変更を行った。策定（案）を確認した後、次回開催では、正式な文書として提案して各港での審議に入りたい」とあった。その後、公益側委員の中窪氏を座長として議事に入った。
2. 議事は、「新たな港湾雇用安定化等計画の策定について」を中心に前回での意見を踏まえて変更した部分について行側から説明があった。
  - （1） <意見> 港湾は、人を担っていくことが大事と考える。元々、港湾は在来船が主流の時代は、働き手が多く必要としていた。その後、荷役機械の革新によりガントリークレーンやRTGの導入により、人が機械を運転している。日本のような自然災害が多い国では、何か災害が起きた時に人が動かして臨機応変に対応してきた。最後は、人が要る。人が大事であることを文言に載せて欲しい。

#### [訂正箇所]

技術・技能を習得するとともに、港湾運送事業主においても、在来荷役に必要な技術・技能を有する技能労働者に加え、荷役機械の技術革新の進展に対応した高度な技能労働者を確保することが課題となっている。このため、技能労働者を確保することが課題となっている。このため、技能労働者の確保に資する施策を引き続き講ずることにより、安定的な物流機能の維持に努める必要がある。

能力の開発及び向上を促進するための方策として国が講ずる措置の港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充として

国際競争の激化、荷役機械の技術革新等の進展により、港湾運送事業における荷役のうち、ガントリークレーン、RTG（タイヤ式門型クレーン）等使用する革新荷役が6大港全体で進展していることに伴い、在来荷役に必要な技術・技能に加え、荷役機械の技術革新の進展に対応した高度な技術・技能が必要となるなど、事業主の訓練ニーズも多様化・高度化している。

(2) 機械化や遠隔操作などによって労働環境が良くなれば、若年者も入りやすくなるのではないか（公益代表）

＜意見＞ 港湾は、人を担っていくことが大事と考える。元々、港湾は在来船が主流の時代は、働き手が多く必要としていた。その後、荷役機械の革新によりガントリークレーンやRTGの導入により、人が機械を運転している。日本のような自然災害が多い国では、何か災害が起きた時に人が動かして臨機応変に対応してきた。最後は、人が要る。人が大事であることを文言に載せて欲しい。

[訂正箇所]

事業主は、雇用管理者を選任し、その資質の向上を図るとともに、計画的な港湾労働者の募集を行う。また、福利厚生の実施等雇用管理の改善を推進し、人材確保の観点からも港湾運送事業の雇用機会としての魅力づくりに一層努める。

(3) 女性進出のための環境づくりは、大事なのではないかと。まだまだ、更衣室、シャワー、トイレの男女別にするなど、遅れている部分がある。

＜意見＞ 更衣室、シャワー、トイレ等、何れも経費が掛かる問題であり、一企業では努力出来ない部分があり、助成措置などが行政でできないものか。

[訂正箇所]

港湾労働者の福利厚生について、働きやすい職場環境の整備を促進するなど必要な対策を実施するよう努める。

3. 以上の報告を受け、労働側委員・使用者側委員より要旨以下の発言をおこなった。

(1) 今年、2月28日開催の第44回専門委員会に提出された資料3の港湾労働専門委員会報告書の進捗状況等の文書について、質問と要請を行った。

① 前回の5か年計画の時に専門委員会でこの問題を基本問題部会に報告すると言われているが、実際、報告したのか？

[回答] 部会に報告している。

② 改めて、「港湾労働法適用問題労使検討委員会」が22春闘・23春闘が協定された時期が秋までかかり、具体的にはなっていないが、もし、開催が労使で確認された場合、厚生労働省と国土交通省はその会に参画するという認識でいいのか？

[回答] これまでの回答通りで検討委員会が開催されたら、オブザーバーとして参画する。

③ 適用の意義は、港湾労働者の福祉の充実、向上、労働秩序の確立にあるが、それも含めて考慮されたい。

[回答] 港労法の主旨から当然考慮していく。

④ 11月14日の行政交渉の場でも言ったが、港湾労働者の賃上げや労働条件の改善を行おうとすると港湾運送事業者が荷主・ユーザーから、港湾運送料金を確保しないといけない。日本は、市場経済であって民間企業が料金のダンピングを行う。それゆえ、中々各個別企業では、料金の値上げを言い出せないのが現状。政府の進

める「パートナーシップによる価格創造のために転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取り組み」を強力に押し進めてほしい。

[回答] 厚生労働省だけの課題でなく、国土交通省の協力が要る、検討していきたい。

- ⑤ 料金の担保と同時に行政として港湾労働法の主旨を生かし、対象港・対象職種を広げる意味がある。今の港湾の状況を鑑みたとき、港労法の全港・全職種適用が望ましいと考えるが、5か年計画に載せることは出来ないのか？

[回答] 載せることは難しいが、今後、「港湾労働法適用問題労使検討委員会」の中で検討していくものとする。

- ⑥ 港湾運送事業雇用実態調査を6大港のみならず、全港を対象としてできないものか、知恵を貸してほしい。

[回答] 5か年計画の策定に資するものとして調査を行っている。意見を踏まえて検討したい。

- (2) 補足意見として、北九州港で雇用・職域問題が起きた中、港湾運送事業法と港労法が一致して雇用の秩序・維持が守れることが実感できた。改めて、港労法の目的と責務を中央・地区・各事業者・担当の人達に浸透させていくかが重要であると考え。それがひいては、港労法の秩序・維持を守れることになる。

- (3) 公益委員より、若年者・女性について、大学生等を見て感じる意見を述べた。

- ① 若い人達は、就職を考える際に労働環境や福祉の充実を第一に見ている。
- ② 特に、女性は出産休暇と育児休暇の取得や有休休暇の取得率が高いところの会社の求人を求めている。
- ③ 傾向として、若年者の創造力が乏しいのを感じる。自ら作り出すというのが出来ない人が多い。例えば、マッチをするということをしたことがない、或いは、見たことがない。
- ④ 中高年の世代では、当たり前前の方が若年者の世代では当たり前でなく、言わなくてもできるという概念は捨てた方がいい。これは、安全管理に関しても言えることであり、言わなくてもではなく、そこまで配慮した教え方が要ると思う。

- (4) 使用者代表からは、港湾雇用安定等計画（案）について意義はないとした。

4. 次回の日程について2024年2月22日（木）10時00分から開催することを確認して審議を終了した。

以 上

<添付>

第47回労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会資料